

～ 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

# 草の根ニュース

－ 独 立 し ん ぶ ん －

基地と主権侵害なくす憲法 9 条実現政府樹立のために

**全基地撤去 憲法前文と 9 条を言葉通り実行  
国際災害救助隊創設を  
福島判決と伊達判決を活かしましょう！**

■全国本部 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001 平山尚牧師記念平和センター内  
■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(事務局長)  
■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp  
■ホームページ : [http:// www.kusanone.org](http://www.kusanone.org)  
■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動  
全基地撤去の超党派個人加盟全国単一市民団体へ前進を！  
全都道府県に都道府県本部を、市区町村に支部を、地域職場学校に班を  
米軍基地をなくす草の根運動 会員拡大を！「草の根ニュース」読者拡大を！

## 1952 年、ポツダム宣言 12 項「即時撤退」をふみにじり、 サ条約と基地（「安保」）条約で居座り、米占領軍は米侵略軍に 侵略条約で侵略されたまま 70 年

**違憲の「自衛隊」（「米侵略軍補助軍隊」）も拡大増強  
「侵略されたら」は、日本沖縄の「米軍侵略否定」の論**

「米侵略軍の補助軍隊」である、いわゆる  
「自衛隊」を美化する風潮が、昨今きわめて  
強まっています。たとえば、沖縄県の地元紙  
は次のような内容を報じています。

本年（2022 年）4 月 25 日、那覇市議会で、  
自民党会派が提案した自衛隊や海上保安庁の  
任務遂行に感謝する決議を自民、共産などの  
賛成多数で可決した。無所属の会（2 人）は反  
対した。公明（7 人）、ニライ（6 人）立憲民  
主・社大（3 人）は全会一致でないことや、決  
議になじまないことなどを理由に退席した。  
決議のタイトルは「本土復帰 50 年に際し、市  
民・県民の声明を守る任務施行に対する感謝  
決議」。（沖縄県の地元紙の報道） 日本沖縄  
での有力平和市民団体である日本平和委員会  
の機関紙「平和新聞」（2022 年 6 月 5 日  
号）は、沖縄県平和委員会事務局長大久保康  
裕さんの記事「自衛隊『感謝』に反対」を掲  
載しました。米軍基地をなくす草の根運動機  
関紙「草の根ニュース」は、127 号と 128 号

で同記事を掲載しました。

さらに大久保さんは、「建議書の魂を大切  
に」とのキャッチフレーズをいれて祖国復帰  
時の主席「屋良朝苗建議書」を引用していま  
す。屋良建議書は次のように述べています。

**「屋良建議書の魂を大切に」**

「本土政府は、沖縄への自衛隊配備を具  
体的に進めているようであるが、米軍基地の存  
在に加えて、自衛隊が配備されることは、沖  
縄基地の強化を図ることにほかなりません。  
また、米軍基地の肩代わりに自衛隊が配備さ  
れるとなれば、自衛隊の沖縄配備は、海外諸  
国を刺激し、沖縄基地にまつわる不安は増大  
こそすれ軽減することはないでありましょ  
う。さらに、県民はかつての戦争体験、戦後  
の米軍支配の中から、戦争につながる一切の  
ものを否定しております。したがって、ここ  
にあらためて自衛隊の沖縄配備に対し反対の  
意思を表明いたします。」

「対米従属の軍隊、侵略的軍隊、反国民的軍隊、違憲の軍隊である自衛隊（米侵略軍補助軍隊）」、「対米従属の軍隊、侵略的軍隊、反国民的軍隊、違憲の軍隊である自衛隊」という一つの現実があります。また、**米侵略軍の軍事行動は、「日本沖縄」民族の尊厳と誇りにかけて絶対に許さないという「安保」反対勢力の決意があります。**他方、「憲法 9 条と国民の命を守ることを両立させる」という言い方で、憲法 9 条こそが国民の命を守り、基地（安保）条約こそが命を脅かすということを否定し、国民の命を守る「自衛」の最大の武器が、「自衛隊」（米侵略軍補助軍隊）の「活用」だということから、米侵略軍まで国民の命を守るために出動要請するという最近の高名な「革新」政治家の新説があります。この珍説は、「自衛」のためには米侵略軍の出動も容認する考え（「安保」と称する「〔戦争基地〕条約 5 条にそくして行動する」と、その反自公の政治家の個人著書では述べられています）でもあります。これらの新説と、上に述べた米侵略軍補助軍隊（「自衛隊」）の現実や「安保」反対勢力の決意の間には、きわめて大きなズレと落差があることに気が付かされます。

「自衛隊」活用論は米侵略軍活用論まで「進化」（「退化」そのものですが）したのです。

「進駐軍」と呼ばれた米軍は 1945 年に日本に攻め込んだときはともかく、1952 年 4 月 28 日発効のサンフランシスコ講和条約以後は、在日米軍は国際法である**ポツダム宣言第 12 項（福島判決解説の後の別項に掲載）に反する侵略軍**です。

「自衛隊」は**米侵略軍補助軍隊**です。最高裁がいかにか強弁しようとしても、伊達判決、福島判決が示すように、両方とも明らかに憲法違反の存在です。

日本人によって構成される対米従属の軍隊は、創立の時、米占領軍が朝鮮戦争に出動して空きができた米軍基地を守るために米占領

軍によって創設されました。そして「警察予備隊」と称して、「違憲である軍隊」であることを隠してきました。次には「自衛隊」と称して「違憲であること」と「軍隊であること」との両方を覆い隠してきました。

いまや、反自公のトップリーダーの一人である政治家までが、ナチスのゲーリングと極右政治家安倍晋三氏の「侵略されたらどうする」という脅しで「侵略されている現実」を否定する言葉に思想的に屈服し、米帝国主義を免罪し中国朝鮮を敵視し、「自衛隊」という言葉にも騙されて米日両軍隊美化に加担しています。

この極右政治家安倍晋三氏は、ナチスのナンバー 2 ゲーリングの言葉をそのまま使っているのです。（次頁参照）

そしてその流れで、その個人著書において、入閣するかどうかは明示していませんが、野党連合政権として「**基地条約第 5 条にそくして行動する**」と米侵略軍の出動まで、「自衛」だとして容認するに至っているのです。

「侵略されたら」というあたかも日本が独立国であるかのような「米軍の侵略即ち対米従属を否定する議論」が自民党と彼らによってつくられた世論の多数であるからといって、「**侵略されたままで 70 年**」という対米従属の事実・現実を国民に訴えることをやめることは、極めて重大な誤りです。（5 万 6 千の米兵、197 の米軍基地、首都東京上空を米軍が管理等々）

戦前 99%の国民が、「大東亜戦争」という名の侵略戦争を容認し、反対する共産党などは国賊とされ、日本が誇るべき優れた若き作家小林多喜二などは、過酷な拷問のすえ殺されました。「国民の多くが間違った考えでいる」または「間違った考えでいさせられている」とき、**勇気をもって正しい事実真実を国民に知らせること、それが自覚的な人びとがなすべきことではないでしょうか。**

## ナチスのナンバー2 ヘルマンゲーリングと 極右政治家安倍晋三の 共通の言葉「侵略されたらど うする」

【ゲーリング】一般市民は戦争を望んでいない。ロシア人だろうと、イギリス人だろうと、アメリカ人だろうと、その点についてはドイツ人だろうと同じだ。

しかし、結局、政策を決定するのは国の指導者達であり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、議会制だろうと共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。

意見を言おうと言うまいと国民は常に指導者たちの意のままになるものだ。簡単なことだ。

**自分達が外国から攻撃されていると説明するだけでいい。**そして平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だと公然と非難すればいいだけのことだ。この方法はどの国でも同じように通用するものだ。

【安倍晋三】志位さんが総理だったら、侵略されたらどうするんですか、とテレビ  
(2017 年 10 月 7 日) で問うた。

ナチスのゲーリングが言ったと同じ言葉で。

【基地なくす政党綱領に基づく答え】は、次のようになるべきです。

「安倍さん、あなたは日本は独立国だと思っていच्छやる。しかし、『占領軍の独立後の撤退』を規定したポツダム宣言 12 項違反の 1952 年のサンフランシスコ条約と基地安保条約で、日本沖縄はすでに **70 年間**侵略されていますよ。197 の基地と 5 万 6 千の米兵が出入国自由で全土基地方式で居座り続けて、押し付けられています。米侵略軍とその補助軍隊は、日本全土で好き勝手をしています。人権と主権の侵害は、学童の命の危険のある普天間第 2 小学校を見ればわかりますし、オスプレイの傍若無人な低空演習を見ればわかります。日本は独立国ではなくて従属国です。私たちは、国民の世論を総動員して対米独立のために闘います。

米侵略軍とその補助軍隊は、違憲です。それを合憲という政府には、よりまし政府と言えども入閣は理の当然としてできません。限定的閣外協力ということになります」

「自衛隊」（米侵略軍補助軍隊）の違憲性を、長沼ナイキ訴訟の福島重雄裁判長判決は、余すところなく示しています。

今年 2022 年 9 月 8 日は、福島判決 49 周年でした。来年 2023 年は、福島判決 50 周年です。「米侵略軍補助軍隊」美化の、容易ならない風潮・時流に抗していくための、最良の武器の一つが、福島判決です。

「自衛隊」と称する違憲の軍隊（米侵略

軍補助軍隊）は、沖縄戦の時の日本軍と同じであって、「沖縄戦の教訓は、軍隊は住民を守らない」という痛苦に満ちたものでした。この「命にかかわる教訓」を風化させてはなりません。軍隊美化は許されません。

来年 2023 年を、米軍違憲の伊達判決と共に「自衛隊」と称する「米侵略軍補助軍隊」は違憲であるという福島判決を生かす一年にいたしましょう。

福島判決要旨の全文は前号に掲載。

## 長沼ナイキ基地訴訟第一審判決「福島判決」解説

（札幌地裁昭和 48（1973）・9・7 判決）

### 「判例時報」712号から

- 1、自衛隊は、憲法 9 条 2 項所定の「陸海空軍」という「戦力」に該当するので、防衛庁設置法、自衛隊法その他関連法規は、憲法に違反し、その効力を有しえない。
- 2、上記違憲の自衛隊の施設等設置のためにされた農林大臣の本件保安林指定解除処分は、森林法 26 条 2 項所定の「公益上の理由」を欠く違法なものであり、取消を免れない。

一、昭和四四年七月七日、Y（農林大臣）が、北海道夕張郡長沼町（国有林）所在の保安林（指定目的・水源の涵養を航空自衛隊高射教育訓点施設および同連絡道路敷地にするとの理由により、その指定を解除した。本判決は、右行政処分の取り消しを求めて長沼町住民である X らにより提起された行政訴訟の第一審判決である。本判決の中心部分は自衛隊の違憲性についての判断であるが、その判断に至るまでに、本判決は、いくつかの論点について判示している。

すなわち、まず、Y は、(一)本案前の訴え却下申立ての理由として、X らが「訴えの利益」を欠くと主張し、(二)本案においては、自衛隊が憲法九条の戦力に該当するかど

うかは、司法権の審査の範囲外にあると、「統治行為」論を主張した。この点についての本判決の判断は、次のとおりである。

(一) 訴えの利益について、(1)森林法が保安林制度によって保護しようとしているのは、その地区住民のもつ生命・身体・財産・健康その他生活の安全等の利益であるから、この地区住民の利益は Y の主張するたんなる反射的利益ではなく、森林法によって保護された利益であって、X らは、行訴法九条の「法律上の利益を有する者」に該当する。(2)本件施設工作物を除去したならば、その跡地に植栽することにより Y の否定する「森林性」を回復することは十分可能と認められるので、X らは、行訴法九条の「処分の取消しによって回復すべき」法律上の利益を有する。(3)Y の主張する代替え施設工事によっても、洪水の危険性が完全に除去されているとはいえないので、X らの訴えの利益はなお存在する。(4)保安林制度の目的は地域住民の平和的生存権の保護にある。本件施設は、一朝有事の際は相手国の攻撃の第一目標になるので、X らの平和的生存権の侵害を予防するためにも、本件処分の

取消しを求める法律上の利益がある。

(二) 統治行為論について (1)最高裁判所が、これまでに、司法審査の対象から除外すべきであると判示した国家行為は、(イ) 政府と国会との関係、国会内部の事項、(ロ) 条約の解釈、効力の問題に関係するものであり、法事主義に対する例外であるから、例外の理由を述べた判示を普遍化し、「高度の政治性」、「国家統治の基本」なる曖昧な概念によって、自衛隊の合憲性の問題を司法審査の対象外であるとすることは、憲法八一条・九七条・九八条の趣旨に反する。(2) 国家安全保障のための軍事力保持の可否については、憲法前文および九条に明確な法規範が定立されており、その解釈は客観的に確定されるべきものである。従って、流動する国際情勢や科学技術の進歩等を総合的に審理検討するまでもなく、裁判手続きの中で、自衛隊の合憲性を容易に検討することができるのであるから、司法裁判に随伴する手続上の制約の存在についての Y の主張は理由がない。

また、本判決は、本件において単純な法律違反についての判断にとどまらず憲法判断にふみきった理由として、国家権力の行使により重大な憲法違反の状態が発生している疑いがあるときには、法律問題だけの判断では、形式的、表面的な救済にとどまり、真の紛争の解決ないしは権利救済にならないのみならず、裁判所が違憲状態を黙過、放置さらには是認したのと同様の結果を招く、本件は右の場合に該当する。と判示している。

二、 X らの請求原因は、(一)自衛隊の憲法九条違反を含む森林法二六条二項の公益性の欠如、(二)同条同項の必要性の欠如、(三)同条同項の代替施設の瑕疵、(4)同法三二条二項の聴聞会手続の瑕疵の四点であるが、本判決は、右に述べた理由により、憲法判断を回避しないという態度を示し、さらに統治行為を排斥した上

で、(一)の論点のうち、自衛隊およびその関係法規の違憲性に焦点をしばって、判断を下し、違憲の自衛隊の施設等設置のためにされた本件処分は、森林法二六条二項にいう「公益上の理由」を欠く違法のものであるから、取消を免れない旨説示し、従って、その余の(二)(三)(四)の諸点については判断を加えるまでもないとして、X らの請求を認容している。

(一) の論点に関する当事者双方の主張の要旨は判決理由中に示されているが、さらに要約すると、まず X らの主張は次のとおりである。(一)本件処分は、航空自衛隊第三高射群の施設およびその連絡道路敷地とするためのものであるが、陸海空各自衛隊は、憲法九条の禁止する陸海空軍に該当するので、違憲である。Y は、森林法上の権限を合憲に行使する義務がある。したがって、本件処分は違憲無効である。(二)違憲の自衛隊の施設等の設置は、森林法二六条二項にいう公益上の理由にあたらないので、この点でも、本件処分は違法である。また、Y の主張は、次のとおりである。(一)防衛庁の本件保安林使用計画は、第三次防衛力整備計画に基づくものである。国家の防衛は、自国の平和と安全を維持し、その存在を全うするための基礎条件であるから、防衛施設の設置は、きわめて高度の公益性をもつ国家作用であり、本件処分も、森林法所定の公益上の理由により必要が生じたものとして適法である。(二)憲法は、わが国の自衛隊を否定せず、その平和主義は、無防備、無抵抗を意味するものでなく、外部からの不正な武力攻撃や侵略に対する自衛力を保有することを禁止していない、自衛隊は右自衛力であって、憲法九条所定の戦力ではないので、合憲である。

三、 右の主張に対する、本判決の判断の要旨は次のとおりである。

(一) 憲法前文は、国民主権主義、基本的人権尊重主義および平和主義の基本原則を定めてい

るが、(1)右の平和主義は、やむをえず戦争を放棄し、軍備を保持しないことにしたという消極的なものではなく、国の内外を問わず、戦争原因を除去し、国際平和の維持強化を図るという積極的な平和維持行動の中で、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼するという趣旨のものである。(2)この平和主義は国民主権主義によって維持され、また国民主権主義は平和主義によって確立される。(3)平和主義によって国民の平和的生存権が確保され、右生存権の具体化が基本的人権であるから、平和主義と基本的人権尊重主義とは融合している。(4)そして国民主権主義と基本的人権尊重主義は不可分に結合しているから、右の三基本原理のいずれか一つを欠いても憲法体制は崩壊する。

- (二)、右基本原理に基づいて憲法九条を解釈すると、次のとおりである。(1)日本国民は、国内および国外における平和主義を確信し、希求し、国家行為としての戦争、武力（戦力）による威嚇や、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する（第一項）。第一項では、自衛戦争、制裁戦争までは放棄していない。(2)第二項の「前項の目的を達するため」の「目的」は第一項の「国際紛争を解決する手段として」のみに限定されない。「陸海空軍」とは「外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的、物的手段としての組織体」であり、「その他の戦力」の中にはもっぱら戦争遂行のための軍需生産施設なども含まれる。本項により、軍隊、その他の戦力による自衛戦争、制裁戦争も、事実上おこなうことが不可能となった。「外部からの不正な武力攻撃や侵略を防止するために必要最小限

度の自衛力」は「戦力」にあたらない、という Y の解釈は、憲法に反する。「戦力」かどうかは客観的性質によって決めるべきものである。国の交戦権の放棄は無条件絶対的である。

- (三) 本判決は、右の憲法解釈の実質的な裏づけについて説示し、さらに次のように述べている。わが国が、独立の主権国として、その固有の自衛権自体までも放棄したものと解すべきではないが、自衛権の保有と行使は、軍事力によらないでも可能である。たとえば、(1)外交交渉権による回避、(2)警察による排除、(3)群民蜂起、(4)侵略国国民の財産没収や右国民の国外追放などその他国際連合も含めて数多くの方法がある。従って、憲法は、いっさいの軍事力を放棄したものと解釈すべきである。
- (四) 自衛隊の規模、装備、能力および対米軍関係について、証拠により事実認定を行った結果、自衛隊は明らかに右に定義した、「陸海空軍」という「戦力」に該当する。従って、防衛庁設置法、自衛隊法その他関連法規は、憲法九条二項に違反し、無効である
- 四、本判決は、自衛隊について違憲判断を下したはじめての裁判である点で、世人の関心の的になっているが、X らの提訴から違憲判断に至るまでに手続上、実定法上解明すべき論点を網羅し、一々理由を明示している点も注目される。本判決はもとより、本判決についての各方面からの検討および上級審における審理判断を契機として、わが国の自衛権の問題と裁判所の違憲立法審査権の問題の双方について、論議が活発になることが予想される。

**ポツ** (12) 連合国占領軍は、その目的達成後そして日本人民の自由な  
**ダム** る意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立され  
**宣言** るに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。（太字と下線は編集部）



# 「米軍は違憲」の歴史的な判決

## 砂川事件の第 1 審判決（伊達判決）から

[年月日] 1959 年 3 月 30 日

主文 本件各公訴事実につき、被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪。

理由 （略）

日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」

（憲法前文第一段）しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第二段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第二段）とする、即ち戦争を国際平和と団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来わが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と

悲壮な決意を示すものだといわなければならない。

従つて憲法第九条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮した上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

（中略）従つてわが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の

駐留は一面わが国政府の行為によるもの  
いうことを妨げない。蓋し合衆国軍隊の駐  
留は、わが国の要請とそれに対する施設、区  
域の提供、費用の分担その他の協力があっ  
て始めて可能となるものであるからであ  
る。かようなことを実質的に考察するとき、  
わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛  
に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容  
していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊  
の出動義務の有無に拘らず、日本国法第九  
条第二項前段によつて禁止されてい

る陸海空軍その他の戦力の保持に該当す  
るものといわざるを得ず、結局わが国内に  
駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許  
すべからざるものといわざるを得ないので  
ある。（下線は引用者による）

よつて、被告人等に対する各公訴事実（起訴状に明  
示せられた訴因としては罪とならないものであるか  
ら、刑事訴訟法第三百三十六条により被告人等に対  
しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとお  
り判決する。（裁判官 伊達秋雄 清水春三 松本  
一郎）

## 新基地反対 民意ゆるがず

### 辺野古訴訟 デニー沖縄県知事が 福岡高裁支部で意見陳述

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の軟弱地盤改良に伴う国の設計変更  
申請を県が不承認とした処分をめぐり、斉藤鉄夫国土交通相が行った「違法  
な国の関与」を取り消すよう県が国に求めた 2 件の訴訟の第 1 回口頭弁論が  
12 月 1 日、福岡高裁那覇支部（谷口豊裁判長）で開かれました。玉城デニー  
知事が意見陳述し、不承認処分の正当性を訴えました。裁判は即日結審しま  
した。

県は、斉藤国交相が行った県の設計変更不承認処分を取り消した裁決と、  
変更申請を承認するよう「是正指示」をしたことについて、それぞれ「違法  
な国の関与」だとして国を訴えていました。

デニー知事は意見陳述で、軟弱地盤改良工事に 9 年かかることにふれ、国  
が辺野古新基地建設の口実とする米軍普天間基地の早期の危険性除去にはつ  
ながらず、埋め立ての必要性は認められないと指摘。軟弱地盤の最深部の地  
点でボーリング調査がされないままでの設計変更申請は「安全への不安は払  
拭（ふっしょく）できない」とし、「設計変更を不承認とした判断に間違い  
なかったものと確信している」と述べました。

3 回の知事選や県民投票で圧倒的多数の辺野古埋め立て反対の民意が「ゆ  
るぎない形で明確に示されている」と強調。国交相の裁決と是正の指示を取  
り消すよう求めました。

開廷に先立ち、裁判所近くの公園でデニー知事を支援する集会が開かれ、  
県民が意見陳述に臨む知事を後押ししました。閉廷後、デニー知事は県庁  
で記者会見し、「公平・中立な判断を期待します」と述べました。

判決は来年（2023 年）3 月 16 日にされます。（「赤旗」2022 年 12  
月 2 日）



# ある日一日の、米侵略軍

## 日本全土でわがものの顔で猛訓練 5 万 6 千の大軍がなぜ日本沖縄に？ 米帝国主義の世界支配の最大拠点だから

### ①宮城・王城寺原 米軍実弾訓練に抗議

宮城県の陸上自衛隊王城寺原（おうじょうじはら）演習場＝色麻（しかま）町、大和（たいわ）町、大衡（おおひら）村＝で実施される米軍実弾射撃訓練初日の 11 月 30 日、反対する市民団体による現地抗議集会が開かれました。集会後、国道 457 号沿いで横断幕を広げてスタンディングし、「米軍はアメリカに帰れ」「夜間訓練をやめよ」「世界から戦争をなくそう」とシュプレヒコールを上げました。

新町・除ゲート近くの休耕田での集会には 37 人が集い、主催した米軍移転・日米共同演習反対県連絡会代表委員の高橋正行県労連議長は、岸田政権がウクライナ戦争などの状況を利用して大軍拡路線を進めようとしていると批判。「軍事力で平和はつukれない。沖縄県では『負けな

い方法は、絶対あきらめないことだ』と不屈にたたかっている。私たちも声を上げ続けましょう」と訴えました。

日本共産党の藤巻博史大和町議は、「地元 3 町村でつくる対策協議会が米軍に対し、土・日・夜間訓練をしないことに加え、今年はレンタカーでの外出の禁止を求めたが、米軍は聞くだけという状況だ」と語りました。

連帯あいさつした共産党の中嶋廉前県議は日米軍事一体化が国民の知らないところで進められていると批判、「『戦争する国づくりは許さない』との声を上げよう」と訴えました。県平和委員会の橋元森雄氏が情勢報告をしました。（「しんぶん赤旗」2022 年 12 月 2 日）

## ②富士山北側で連日旋回飛行

米海兵隊岩国基地 (山口県岩国市) の KC 130 J 空中給油機は、12 月 1 日も午前 10 時 50 分ごろから正午ごろにかけて、富士山北側の山梨県上空で空中給油とみられる旋回飛行を繰り返しました。

静岡県の御殿場平和委員会によると、東富士演習場では午後 0 時 4 ~ 19 分に戦闘機が飛来し、30 分ごろまで上空を旋回飛行。横田基地 (東京都) では午後 1 時すぎに岩国基地の F 35 B 戦闘機 4 機が着陸したのを、羽村平和委員会が確認しています。 (「しんぶん赤旗」2022 年 12 月 2 日)

## ③横田基地関係者飲酒交通事故 再発防止 米に求めよ 基地なくす政党都議団、都に要望

日本共産党東京都議団 (大山とも子団長、19 人) は 11 月 30 日、米軍横田基地関係者が飲酒して交通事故を起こした事件について、厳格な再発防止を米軍に求めるよう小池百合子知事宛てに申し入れました。

防衛省北関東防衛局が基地周辺自治体に提供した情報によると、事件は 11 月 23 日未明、横田基地関係者が運転する乗用車が、福生 (ふっさ) 市でタクシーと接触事故を起こしたものの。同関係者を検査したところ、アルコールが検出されたといわれます。

申し入れで和泉なおみ幹事長らは、横田基地関係者による飲酒しての交通事故が 2019 年から急増し、今年で 2 件目、この 3 年間で 9

件に上ると指摘。党都議団が都議会で、飲酒による交通事故が増えた原因究明と厳格な再発防止策を求めてきたにもかかわらず、事故が繰り返されていることを批判しました。

都と基地周辺自治体の要請に米軍側が示した再発防止策が、ラジオ放送や SNS での呼びかけや運転代行業者の案内だったことは「あまりにも認識が甘過ぎる」と指摘。米軍に厳格な再発防止策を要請するとともに、▽都が独自に原因究明に取り組む▽横田基地の整理・縮小・返還を求める—ことを申し入れました。武市敬副知事は「事件発覚以降、米軍側に改めて申し入れている。要望の趣旨は関係者で共有する」と答えました。 (「しんぶん赤旗」2022 年 12 月 2 日)

## ④米侵略軍 島根上空で空中給油か 静岡では戦闘機飛行確認

米海兵隊の空中給油機が島根県上空でも空中給油を実施した可能性があることが 1 日、各地の平和委員会の監視でわかりました。

在日米軍横田基地（東京都多摩地域）の監視活動を行っている羽村平和委員会は、航空機の位置や速度、高度などの情報を提供している放送型自動従属監視（ADS-B）で航跡を確認。島根県の陸地上空の米軍機が低空飛行を繰り返している訓練空域で、11月30日午前8時すぎから8時半近くまで米海兵隊岩国基地（山口県岩国市）のKC130J 空中給油機が空中給油特有の旋回飛行を繰り返しました。

同平和委員会によると、KC130J は同日午前6時34分に横田基地を離陸し、午後3時33分に横田基地に着陸。横田基地には岩国基地の米海兵隊F35B戦闘機4機が午前11時半ごろ着陸し、午後1時5

0分前に離陸していました。京都平和委員会によると、KC130J は島根上空での飛行後、岩国基地にいったん着陸。午後2時17分ごろ離陸し京都上空を2時50分ごろ通過ししています。

また、静岡県の御殿場平和委員会は、米軍機による模擬爆弾投下の実施が通知されていた東富士演習場上空で、同日午前11時32分から午後0時6分まで3回、戦闘機の飛行を確認しました。

御殿場平和委員会の渡邊希一事務局長は「模擬爆弾の投下と一体で米軍が地上上空で危険な空中給油を常態化させていることに怒りを感じます。模擬爆弾投下訓練も空中給油もやめさせなければいけません」と話しています。（「しんぶん赤旗」

**2022 年 12 月 2 日）**

## ⑤馬毛島への米〔侵略〕軍施設計画 白紙撤回を求める

### 馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会が防衛省交渉

防衛省が鹿児島県西之表市にある馬毛島に米〔侵略〕軍の訓練施設建設を強引にすすめている問題で、「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」の山内光典会長らは 12 月 1 日、馬毛島への米〔侵略〕軍施設計画の白紙撤回を要請する防衛省交渉を参院議員会館でおこないました。

立憲民主党の近藤昭一、日本共産党の赤嶺政賢、田村貴昭の各衆院議員、「沖縄の風」の伊波洋一参院議員ら沖縄等米軍基地問題議員懇談会のメンバーが同席しました。

要請で、山内会長は、西之表市から約 10 キロしか離れていない馬毛島に基地が建設されたら、夜中まで続く米軍訓練で激しい騒音による健康被害や戦闘機などからの落下物などで島民の平穏な生活が根底から壊されると指摘。豊かな漁場や貴重な動植物の生環境が破壊されると述べました。

交渉では、西之表市長の明確な賛否表明もなく、地元住民の理解も得られていない状況でなぜ基地建設を急ぐ必要があるかと疑問が次々に出されました。

米〔侵略〕軍の空母艦載機着陸訓練（FCLP）の飛行経路について、防衛省側は、「米軍と調整したものであり、緊急時を除き、示した経路以外を飛行しない」と回答したため、赤嶺議員が「米軍は沖縄で、『緊急時』が当たり前の運用でひんぱんに事故を起こしている」と指摘。山内会長らは、「住民の不安はぬぐえない。もっと誠意をもって、丁寧な説明をすべきだ」と批判しました。

防衛省が示した飛行訓練空域についても 2008 年の資料とも違っていると指摘し引き続きの交渉を求めました。（「しんぶん赤旗」2022 年 12 月 2 日）

# 「ただ事でない異常さ」...米軍の泡消火剤流出事故から 1 年 住民の不安消えず

2021 年 4 月 11 日

【宜野湾】温暖な沖縄で雪のような物がふわふわと舞っていた。昨年 4 月 10 日の夕方、米軍普天間飛行場に隣接する宜野湾市真栄原の保育施設で、帰ろうとする園児たちの頭上

に、飛行場の方から数センチ～数十センチの泡が飛んでくる異様な光景が広がった。発がん性などが指摘される有機フッ素化合物（PFAS）を含む泡だった。



米軍普天間飛行場内から流出する泡消火剤を食い止める基地の消防職員ら＝2020 年 4 月 10 日午後 6 時すぎ、宜野湾市内

普  
天  
間  
飛  
行

場から泡消火剤が流出した事故から 4 月 10 日で 1 年となった。事故は基地周辺に住む地域住民に大きな不安を与えた。当時、現場に駆け付けたさつき認定こども園（市真栄原）園長の沖山隆雄さん（72）＝市大謝名＝は「ただ事ではない異常さを感じた」と振り返る。保育施設の関係者によると、事故直後には、同飛行場内から米兵が施設に向かって笑顔で手を振る姿もみられた。沖山さんは「泡は大丈夫と考えたのかもしれないが、問題意識が低いのではないかと疑問視する。

水に溶けた約 14 万リットルの泡消火剤は、保育施設横の排水路を流れ宇地泊川（比屋良川）へ。川に滞留した泡が市街地に飛散したが、米軍は回収しなかった。沖山さんは「有害物質を放置し関係ないという意識は言語道断」と憤る。

那覇市出身で宜野湾市に住み約 40 年になる沖山さん。戦闘機が飛ぶと園児は「怖い」と耳をふさぎしゃがみ込む。2004 年には近くの沖縄国際大学にヘリが墜落し、無残な現場も目撃した。日々の騒音被害と事故の危険性に悩まされる中、新たに生じた環境問題だった。

PFAS は自然環境の中でほとんど分解されず、「人体への影響がどうなるのか気になる」と懸念は消えない。

## 米軍普天間飛行場 泡消火剤が基地の外に漏 出 発がん性物質含む

次頁写真、米軍普天間飛行場近くの側溝に流れ出た白い泡消火剤＝  
宜野湾市真栄原で 2020 年 4 月 10 日午後 8 時 26 分、竹内望撮影



2020  
年 4 月  
10 日午  
後 4 時  
40 分ご  
ろ、沖  
縄県宜  
野湾市  
の中心  
部にあ  
る米軍  
普天間  
飛行場

で使用されていた泡消火剤が基地外に流れ

出た。泡消火剤には発がん性が疑われる化学物質の PFOS が含まれている。米軍から「かなりの量が基地外に漏れ出した」と連絡を受けた防衛省沖縄防衛局が明らかにした。

（編集部から、この発がん性有毒消火剤の使用については、その後も流出が続き、これを使用している米軍基地の立ち入り調査も、難航し、自由に立ち入り調査をすることができません。2022 年にはいっても問題は解決されていません。この発がん性有毒消火剤は、本土の基地でも使用され、問題となっています。この有毒化学物質は、ベトナムでも米軍によって枯葉剤作戦に使用されました。）

## 青木理氏 ウクライナ軍事侵攻を分析 「アメリカの軍事拡大がロシアを追い込んだ」

ジャーナリストの青木理氏が(2022 年 12 月)11日、「サンデーモーニング」(TBS)に出演し、ロシアによるウクライナの軍事侵攻について言及した。

番組では、ロシアにある空軍基地が無人機による攻撃を受け、ウクライナからの攻撃と見られていることを報じた。

青木氏は「2022年最大の国際ニュースであるロシアによるウクライナ侵攻が治まるところか拡大しながら年を越すという状況は憂うところ」と切り出し「プーチンという独裁的指導者がやったとんでもないことなんだけど。冷戦後

の世界というものを見てみると、冷戦に勝った西側というかアメリカのある種の傲慢さみたいな所であったりとか。軍事的拡大みたいなものが最終的にはロシアを追い込んでいたというものがあると思う」と分析。

「軍事に頼って世界を治めていくことで何が起きるのかという1つのモデルケースとしてロシアによるウクライナ侵攻は広い視野で考えるべきかなって思ってます」と話した。(東スポWEB)



# 日本で唯一の全基地マップ

学びましょう! 普及しましょう! 普及運動にご参加を 1 枚のマップ普及が、  
対米独立・主権回復へ歴史を動かします



日本沖縄で唯一の基地マップを、ご家族に、友人に、知人に、日本国民に、普及して頂けません 1 人でも多くの「日本沖縄」国民に、基地マップを見て頂くだけで、「基地なくす力」を、一步つよめます

なぜなら外国軍隊の基地(197)と兵力(5万6千人)が、これほど多い国は、世界でも「日本沖縄」国だけであり、沖縄県だけでなく日本全土が基地に覆われていること 「全土米軍基地方式」の惨状を国民に知って頂くことになりますから!

対米独立のために全基地撤去の目標を堅持することが大事だと思います 全日本の基地数は197〈ウイキペディア〉で、131〈防衛省〉は創作で間違いです。(草の根運動事務局で受付中 1 枚 2 百円 10 枚千円)

## 好評! 全基地撤去の幟旗

事務所に、室内に、家庭に、お庭に、  
すべての会議に、集会に そして、パレードに!

1 枚 1500 円 送料 500 円



咀嚼し 味わい 吞み込んで  
今日という日を  
繰り返し訪れる

自分に繋げる時間は無い  
掻き分け  
かすんでしまった通路を

もはや

行ったり来たりの思考の通路  
自分に繋がる記憶に  
たどり着くための通路

それは 枝葉に分かれ  
わたしの体をめぐっている  
まるで血管のように

通路

あ・け・み

# 【補足再録】沖縄県の基地つき復帰 50 年

## 基地<sup>(「安保」)</sup>条約への復帰でなく、日本国憲法への「真の復帰」へ向けて、新しい闘いスタートへ

「急迫不正の主権侵害」は、「今」起こっています。

辺野古新基地建設強行、全土基地方式の 197 の基地と 5 万 6 千の兵力の米侵略軍によって日本(特に沖縄)が侵略されています。中国や朝鮮にいつか侵略されることではなく、「敵は、いま、国内にあり」です。

対米独立こそ今必要です。

「米軍の掌握と指揮のもとにある」(共産党綱領)  
「自衛隊活用」とは違憲戦争のことです。

より深刻なことは、日本沖縄国民の多くがその意識まで侵略されており、自国への侵略と「解釈壊憲」に気づいていないことです。

今回の参議院選挙で明文壊憲勢力が、壊憲の国会発議に必要な 3 分の 2 以上の議席を確保しました。

今後 3 年間は、日本沖縄の、ひいては世界の歴史を左右する日本国憲法をめぐる重大な闘いの日々になります。

壊憲は明文壊憲も解釈壊憲も阻止しなければなりません。両方とも本質的に「壊憲」だからです。明文壊憲を阻止することは非常に重要ですが、明文壊憲を阻止するためにも、解釈壊憲を阻止することが非常に重要になっています。

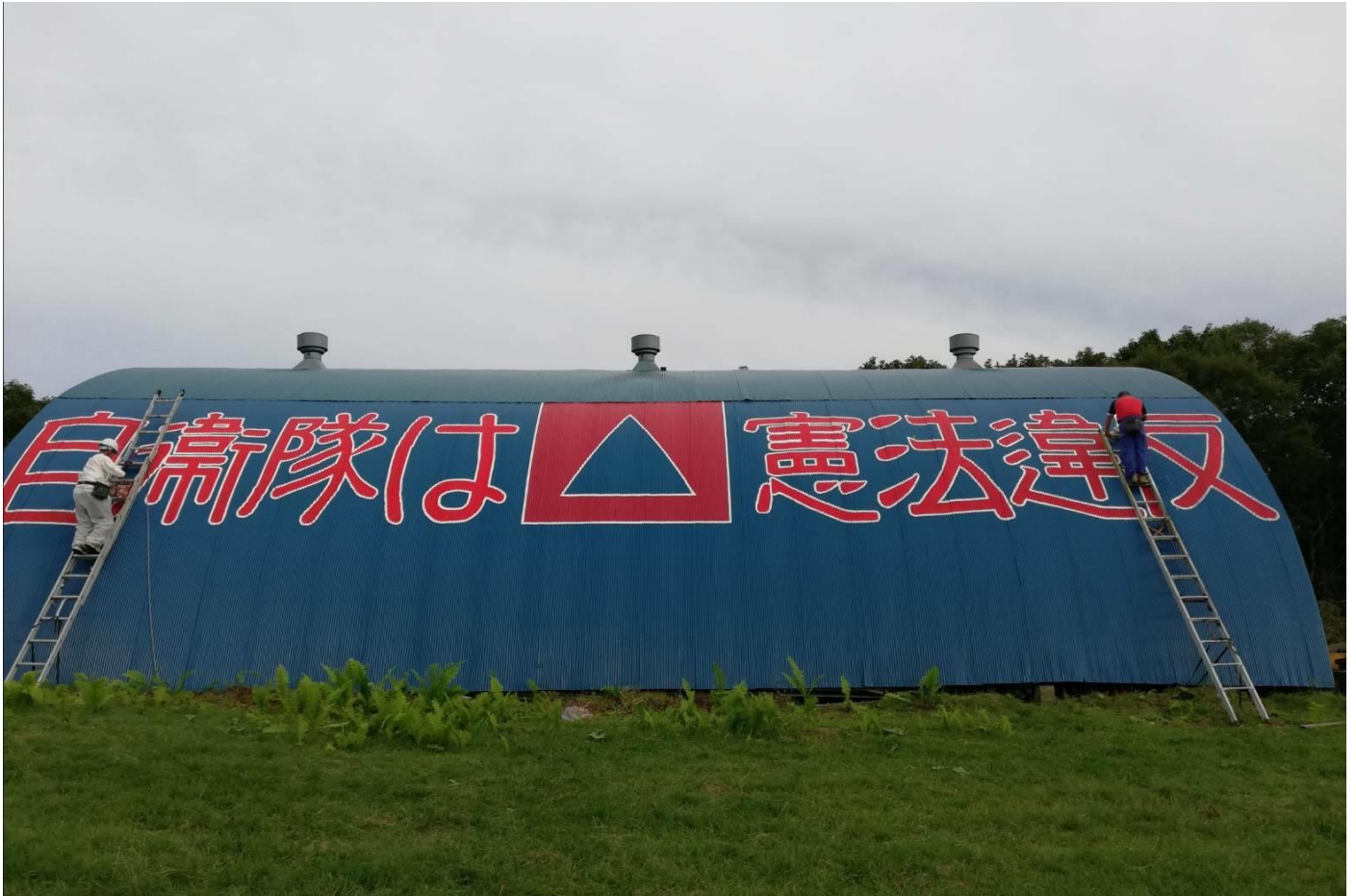
米占領軍の撤退、属国「自衛」軍隊

の解散と国際災害救助隊への改編は、壊憲阻止・憲法実現の活動の最も重要な内容になっています。

ロシアの国連憲章に違反するウクライナ侵略に強く抗議し、即時停戦撤退を要求します!  
市民と兵士の命と生活・財産を守るため、ロシア・ウクライナ両国が急ぎ即時停戦し、核戦争を防ぎ、  
両国の交渉、ウクライナの非核・中立化、ロシア軍の即時撤退 実現を!

(草の根運動は、「ウクライナに関する声明」をホームページと本号に発表しました)

カヌーチーム千葉さんの国賠訴訟  
温かいご支援を



## 故 川瀬 汎二の思いを残す取り組み

川瀬 汎二は 終戦後(1952 年)別海村三股に開拓農民としての研修後農業を志した 84 戸開拓農民が矢臼別にやってきました。1962 年に防衛庁は札束で買収し、離農を強要し追い出した。有刺鉄線で囲み「自衛隊演習場につき立ち入り禁止」の看板を 1.68 ㍴「東京ドーム 3.600 戸分」(大阪府 1.96 ㍴)張り巡らせた。

横暴な政府のやり方に「自分の土地を憲法違反の自衛隊には売りたくない、川瀬汎二はここに住みたい」と杉野芳夫の 2 戸が残り反戦地主(0.32 ㍴)となりました。

その後 1977 年杉野さんは川瀬さんに意思を託して離農しましたが 1991 年自衛隊の海外派兵の動きなどに坑して、D 型ハウス屋根にハシゴに乗り「自衛隊は憲法違反」書き込む 1999 年には「憲法 9 条全文」2001 年には「矢臼別演習場案内図」書き残しました。現在、土地建物は「一般法人ピース矢臼別(0.32 ㍴)」に登録され、「平和美術館」「矢臼別平和資料館」「とりで会館」「ホテル矢臼別」住人、浦 舟三郎さん 二部 黎さん 倉谷 あみさんが生活しています

2018 年ピース矢臼別事業計画で D 型ハウスの塗装工事に着手から釧路民商の斉藤看板さんに依頼ボランティアで材料費での工事となる 佐々木孝雄 記

# 沖縄返還の個人加盟の全国単一組織を提案

対米独立運動の歴史の中で（3）

平山 基生（草の根運動共同代表・事務局長）

（2022 年 12 月 18 日記）

約 55 年前、思想信条党派を超えた「沖縄返還の個人加盟の全国単一組織結成」を、私が共産党中央委員会に文書で提案しました。しばらくして、中央委員会統一戦線部員の高安重正さんが、本部受付で「君の提案は採用されたよ」と統一戦線部長のサインを示して嬉しそうに、伝えて下さいました。このことを、昨日のように、思い出します。やがて、私の提案は、1964 年 11 月 24 日に開かれた第 9 回党大会の報告に、つぎのように記載されました。

「この（沖縄返還要求の）運動が、全日本的な規模で日常不断にたたかう個人加盟の大衆組織をもつようにする必要がある。党は、とりあえず、現在ある「沖縄を守る会」や沖縄の返還を要求するさまざまな大衆組織を全国の職場、地域に広範につくり、それを基礎に、個人加盟の恒常的な全国組織の結成をめざして努力する必要がある。これは、現在ある沖縄問題での民主的な共闘組織の共同闘争の発展のためにも、一定の積極的役割をになうものにしなければならない。この全国的組織の結成をすすめながら、来年

の 4・28 沖縄デーを迎えよう」（1965 年 1 月「前衛」第 9 回大会特集号 58 頁）

この決定は、実践に移され、まず「沖縄小笠原返還同盟」小笠原返還後「沖縄返還同盟」となり、日本全国に、組織が結成されました。1973 年の解散時には、1 万人以上の会員を持つ、超党派の全国単一組織に成長していました。

その組織結成よびかけは次号に掲載しましょう。

沖縄返還同盟の古庄事務局長を中心に頑張った日々を懐かしく思い出します。

今、私たちは沖縄米軍基地を含む全日本の米侵略軍基地をなくすため、超党派の「全基地撤去、憲法実現の個人加盟の全国単一組織」に発展させるよう、「沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動」（会）を基礎に努力しています。沖縄全面復帰返還運動から 50 年以上経ちましたが、全面復帰返還＝真の復帰返還は達成されておられません。真の復帰返還実現のため、全基地撤去＝憲法実現運動へのお力添えを心からお願い致します🙏（続）



# 米侵略軍とその 補助軍隊「自衛隊」は 憲法違反【補足再再録】

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」「国の交戦権は、これを認めない」(憲法第 9 条)

米侵略軍補助軍隊と米侵略軍でなく  
「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」(憲法前文)

「侵略(主権侵害)されたまま 70 年」の日本沖縄！  
米侵略軍 5 万 6 千人、  
基地 197。  
真の自衛は米軍撤退、米侵略軍補助軍隊 27 万 4 千を国際災害救助隊へ

現代戦は核戦争へ発展する危険の下にあります

## 日本国憲法は、「自衛戦争」含め 戦争完全否定

日本国憲法は、ヒロシマ・ナガサキの痛苦の経験から、個別的自衛権と集団的自衛権という戦争を認めている  
国連憲章より、より高次の思想です。

基地(「安保」)条約終了、米侵略軍補助軍隊解散こそ最も重要な「戦争をしないさせない」平和外交です。

日本国憲法は、戦争の火種をすべて摘み取り「安全生存を保持しようと決意」しています。「戦争」以外のあらゆる非暴力不服従の抵抗権自衛権も保障しています。憲法は日本民族と人類の宝です。

ファシストであるナチスナンバー2ゲーリングと同じ「侵略されるぞ」思想の極右政治家安倍晋三の「策略」に乗せられた「活用論」者は、米侵略軍補助軍隊(「自衛隊」)を解散し災害救助隊へ改編する正しい活用政策も不採用です。憲法前文と 9 条の理念「侵略しないしさせないため米侵略軍から日本の主権を回復するにはどうする」という「日本は従属国だ」という真実現実の土俵と米侵略軍とその手先自民党の「侵略されたらどうする」という「日本は独立国だ」という虚偽の土俵と、「2 つの土俵の戦い」で思想的に屈服敗北し、「米日支配層の土俵『独立国』論」受け入れました。米日軍産複合体「死の商人」の利潤のための思想で米 侵略軍とその補助軍隊を使つての違憲の「自衛戦争」を「自衛は戦争ではない」「合憲だ」と強弁するにいたっています。

# 米侵略軍と米政府の強い要求により、5 年間に 43 兆円の軍事費を国民に負担させ憲法違反の米軍指揮下で敵基地攻撃も

## 安保 3 文書の骨子判明 トマホーク念頭「着実に導入」

政府が年末に改定する「国家安全保障戦略」など安保 3 文書の骨子案が 10 日までに明らかになりました。骨子案は、歴代政権が違憲と判断してきた敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を明記。米国がイラクやアフガニスタンでの先制攻撃戦争などで使用した巡航ミサイル・トマホークの購入を念頭に、「外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入」を盛り込みました。（関連・解説 2 面）

骨子案は、これまで掲げていた「総合ミサイル防空」に代えて、敵基地攻撃と「ミサイル防衛」を一体化した「統合防空ミサイル防衛」（IAMD）の導入を明記。IAMD は米軍が開発を進め、ロシアや中国への対処を念頭に、同盟国に参加を促しています。

自民、公明両党が保有で合意した敵基地攻撃能力は、第 2 次安倍政権が強行した新たな「武力行使の 3 要件」に基づいて行使されるため、海外での米

軍の武力行使に参加する「存立危機事態」（集団的自衛権の行使）も排除していません。自衛隊が米軍指揮下で、しかも米国製ミサイルを用いて敵基地攻撃を行う可能性があります。

安保 3 文書は、▽「国家安全保障戦略」（NSS）▽「国家防衛戦略」

（NDS）▽「防衛力整備計画」一からなります。NDS は現在の「防衛計画の大綱」を改称したもの。米国防総省の戦略文書と同じ名称にすることで、日米の戦略的な一体化を促進するのが狙い。「スタンド・オフ防衛能力」など、重視する 7 項目が記されています。「防衛力整備計画」は、現在の中期防衛力整備計画に代わるもので、おおむね 5 年間の軍事力整備計画を記載。2023 年度から 5 年間で総額 43 兆円の大軍拡が明記されており、「スタンド・オフ・ミサイル」＝長距離巡航ミサイルの導入経費は約 5 兆円としています。（「しんぶん赤旗」2022 年 12 月 11 日）

深刻なのは、国民世論の多数が、ナチス張りの「攻められたらどうする」論にあおられ、「今現実的に」日本沖縄が「米軍とその補助軍隊に侵略されている」ことを忘れさせられていることです